

労使協定書における賃金等の記載状況 (一部事業所の集計結果（令和7年度）) 等について

厚生労働省 職業安定局 需給調整事業課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- 1 労使協定書の賃金等の記載状況について
～一部事業所の集計結果（令和7年度）～
- 2 独自統計等の概要・状況について



1

労使協定書の賃金等の記載状況について
～一部事業所の集計結果（令和7年度）～

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

集計の概要

労働者派遣法第23条により派遣元事業主に提出を求めている「労働者派遣事業報告書」（※1）及び当該報告書に添付された労使協定書（※2）から、事業所を無作為抽出し、労使協定書の記載状況をとりまとめて公表しているもの。

※1 労働者派遣事業報告書は、労働者派遣法では派遣元事業主に対し、事業年度ごとの運営状況についての報告書を厚生労働大臣に提出するよう定めている。

※2 本集計は、令和7年6月1日時点で有効な労使協定書等について集計したもの。

【抽出方法】

1 選択している待遇決定方式、能力・経験調整指数の選択状況、地域指数の選択状況、通勤手当の選択状況、退職金の支給状況、賃金の改善方法、労使協定書の締結主体・有効期間

⇒ 労働者派遣事業報告書（令和6年6月1日現在の状況）の提出のあった約4.4万事業所から、400事業所を企業規模別に無作為抽出。

※ 上記抽出方法により抽出した400事業所のうち、労働者派遣実績がない、派遣労働者を雇用していない、労働者派遣事業を廃止している等があったものを除く。

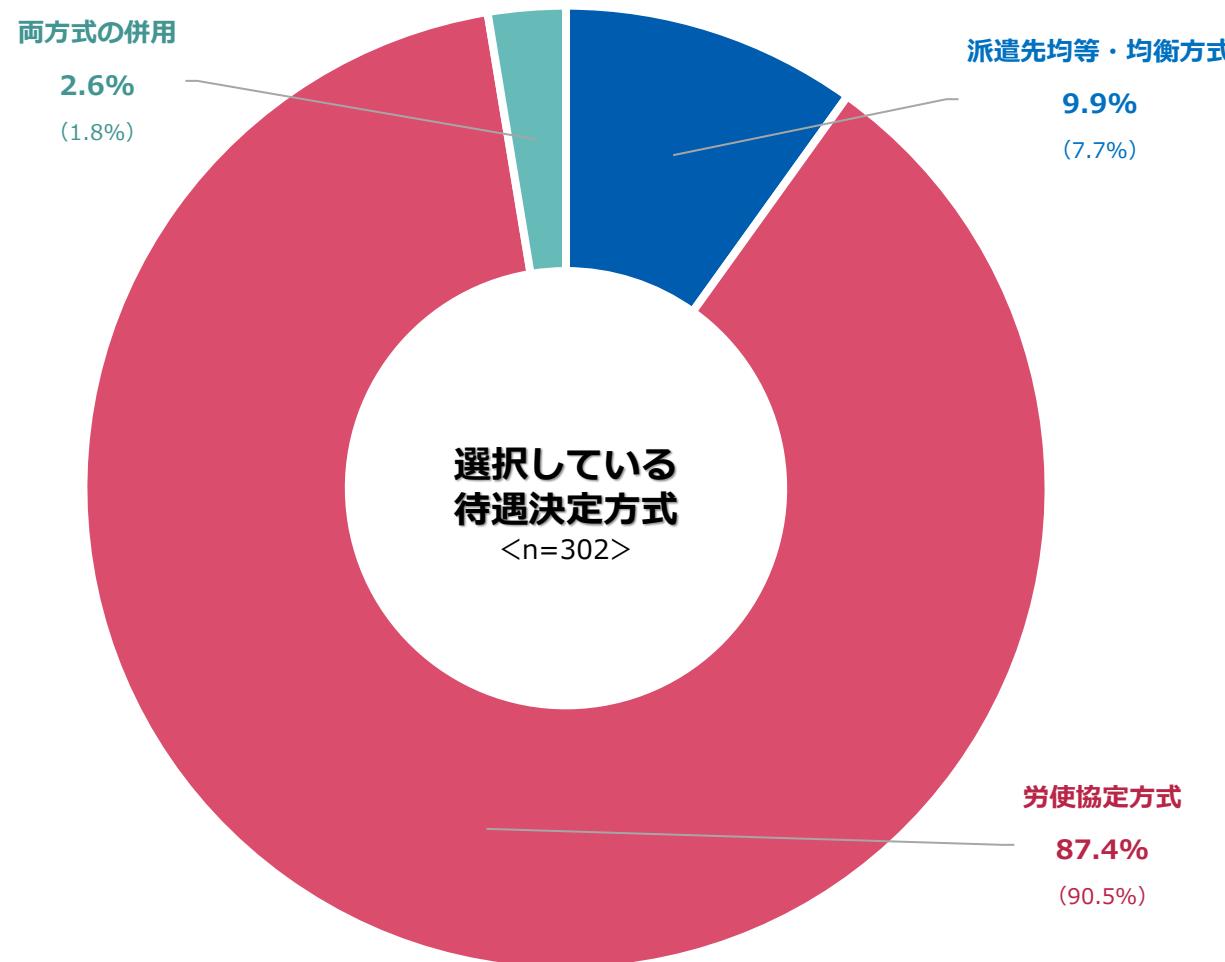
2 労使協定書の賃金（基準値0年）の記載状況（令和7年度）（全国計100.0）

⇒ 各職業分類について、労働者派遣事業報告書（令和6年6月1日現在の状況）に派遣実績がある事業所の全数を母集団として、企業規模別に無作為抽出。

なお、職業分類ごとのサンプルサイズは、当該事業報告書の賃金額の標準偏差から必要なサンプルサイズを算出し、それ以上になるよう設定している。

労使協定書の賃金等の記載状況

1 選択している待遇決定方式



(注1) 「派遣先均等・均衡方式」とは、労働者派遣法第30条の3に基づく待遇決定方式、「労使協定方式」とは、同法第30条の4に基づく待遇決定方式をいう。

(注2) 「選択している待遇決定方式」の各項目については、労働者派遣事業報告書において、

①「協定対象派遣労働者」の人数が空欄又は「0」と記載されている場合に、「派遣先均等・均衡方式」を選択している事業所として集計。

②「協定対象派遣労働者」の人数のみが計上されている場合に、「労使協定方式」を選択している事業所として集計。

③「派遣労働者」全体の人数と「協定対象派遣労働者」の人数に差がある場合に、「併用」を選択している事業所として集計。

(注3) () は昨年度の集計結果。

労使協定書の賃金等の記載状況

2 能力・経験調整指数の選択状況

	0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年	0.5年	21年以上	その他
選択の割合 <n=269>	97.0% (96.3%)	34.2% (35.2%)	23.8% (28.2%)	72.1% (68.8%)	49.1% (44.9%)	75.1% (70.1%)	14.5% (18.3%)	4.1% (6.6%)	0.4% (0.7%)	5.2% (8.3%)

(注1) 能力・経験調整指数とは、厚生労働省職業安定局長通達「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」（以下、「通達」という。）で示されている「能力・経験調整指数」。

(注2) 抽出された事業所の各労使協定書に記載されている能力・経験調整指数に係る記載を集計したもの。1年、10年など、各能力・経験調整指数を選択している事業所数を集計し、割合を算出。「能力・経験調整指数〇年を選択している事業所数／抽出された事業所数（有効）」

(注3) 「その他」は、通達において示している「0年」、「1年」、「2年」、「3年」、「5年」、「10年」、「20年」以外の能力・経験調整指数（「4年」、「7年」等）を労使の協議により選択している事業所。

(注4) () は昨年度の集計結果。

3 地域指数の選択状況

	都道府県	公共職業安定所	併用	その他
選択の割合 <n=269>	85.5% (85.4%)	11.5% (12.0%)	2.6% (2.0%)	0.4% (0.7%)

(注1) 地域指数とは、通達に示されている「地域指数」をいう。

※ 地域指数は、派遣就業場所の地域の物価等を反映するため、職業安定業務統計の求人平均賃金をもとに、都道府県及び公共職業安定所の管轄地域別に、全国計を100として職業大分類の構成比の違いを除去して算出したもの

(注2) 抽出された事業所の各労使協定書に記載されている地域指数に係る記載を集計したもの。都道府県別、公共職業安定所別、併用など、各地域指数を選択している事業所数を集計し、割合を算出。「〇〇別地域指数を選択している事業所数／抽出された事業所数（有効）」

(注3) 以下の整理に基づき集計。

「都道府県」は、都道府県別地域指数のみを選択している事業所。

「公共職業安定所」は、公共職業安定所別地域指数のみを選択している事業所。

「併用」は、都道府県別と公共職業安定所別地域指数を職種や地域に応じて選択している事業所。

「その他」は、「地域指数は別表のとおりとする」等の記載があるが、別表の提出がなかったなどの事業所。

(注4) () は昨年度の集計結果。

労使協定書の賃金等の記載状況

4 通勤手当の支給状況

	通勤手当（実費）	通勤手当（定額支給）	合算により支給	その他
選択の割合 <n=269>	95.5% (94.4%)	1.5% (1.3%)	2.6% (3.0%)	0.4% (1.3%)

(注1) 抽出された事業所の各労使協定書の通勤手当に係る記載を集計したもの。

「労使協定書に通勤手当（実費/定額支給/合算）に関する記載がある事業所数／抽出された事業所数（有効）」

(注2) 「合算により支給」は、通勤手当相当分を時給額等に含めて支払っている事業所。

(注3) 「その他」は、「通勤手当の支給は賃金規程による」等の記載があるが、賃金規程の提出がなかったなどの事業所。

(注4) () は昨年度の集計結果。

5 退職金の支給状況

	退職金制度の方法	退職金前払いの方法／合算	中小企業退職金共済制度等への加入の方法	その他
選択の割合 <n=269>	29.4% (24.3%)	55.4% (63.5%)	6.3% (6.0%)	8.9% (6.3%)

(注1) 抽出された事業所の各労使協定書の退職金に係る記載を集計したもの。

「選択肢○を選択している事業所数／抽出された事業所数（有効）」

(注2) 退職金は、通達に示されている次の1から3のいずれか又は合算の方法を選択したもの。

① 退職金制度に基づいて退職金を支給する方法（退職金制度の方法）

② 退職金の費用を毎月の賃金等で前払いする方法（退職金前払いの方法）

③ 中小企業退職金共済制度や確定拠出年金等に加入する方法（中小企業退職金共済制度等への加入の方法）

(注3) 「その他」は、②と③の併用などの事業所。

(注4) () は昨年度の集計結果。

労使協定書の賃金等の記載状況

6 賃金の改善（法第30条の4第1項第2号口）に係る記載状況

	高度な就業機会	昇給	別手当の支給	その他
選択の割合 < n=269 >	72.1% (75.1%)	60.2% (57.1%)	35.3% (34.2%)	3.3% (6.3%)

(注1) 抽出された事業所の各労使協定書の賃金の改善に係る記載を集計したもの。

「賃金の改善（高度な就業機会等）を選択している事業所数／抽出された事業所数（有効）」

(注2) 以下の整理に基づき集計。

「高度な就業機会」は、派遣労働者の勤務評価の結果、派遣労働者の能力の向上があり、より高度な業務を行うことができると認められた場合に、より高度な業務に係る派遣就業機会を提供するなどの事業所。
「昇給」は、派遣労働者の勤務評価の結果、同じ職務内容（例：等級がAランク、Bランク、Cランク）であっても、派遣労働者の職務に係る経験の蓄積、能力の向上があった場合に、基本給・手当額自体を増額（号俸を上げる場合など）するなどの事業所。

「別手当の支給」は、派遣労働者の勤務評価の結果、同じ職務内容（例：等級がAランク、Bランク、Cランク）であっても、派遣労働者の職務に係る経験の蓄積、能力の向上があった場合に、例えば、基本給額・手当の1～3%の範囲で追加の能力手当を支給するなどの事業所。

「その他」は、賞与の中で反映しているなどの事業所。

7 労使協定書の締結主体・有効期間

締結主体	過半数労働組合	過半数代表者	有効期間	1年	2年	3年以上	その他
選択の割合 < n=269 >	5.2% (2.7%)	94.8% (97.3%)	選択の割合 < n=269 >	88.1% (86.4%)	11.2% (12.0%)	0.7% (0.3%)	0.0% (1.3%)

(注1) 抽出された事業所の各労使協定書の締結主体及び有効期間に係る記載を集計したもの。

「労働者の過半数で組織する労働組合（過半数労働組合）又は労働者の過半数を代表する者（過半数代表者）と締結している事業所数／抽出された事業所数（有効）」

「有効期間（1年／2年／3年以上／その他）別の事業所数／抽出された事業所数（有効）」

(注2) 「その他」は、「6カ月」や「1年6カ月」などの事業所。

(注3) 労使協定書については、過半数労働組合又は過半数代表者と締結することとしている。

(注4) 有効期間については、画一的な基準を設けていないが、2年以内とすることが望ましいとしている。

(注5) () は昨年度の集計結果。

労使協定書の賃金等の記載状況

8 労使協定書の賃金（基準値0年）の記載状況（全国計100.0）

以下の額は、抽出された事業所の各労使協定書に記載されている基準値0年の賃金の額（時給換算）の下限額を集計したものであり、実際に派遣労働者に支払われる賃金額を計上したものではないことに留意。（例えば、協定書上「1,300円～」など幅をもった書き方の場合には、「1,300円」として集計している。）

⇒ 職業分類別集計結果の詳細は参考資料1中の項目8（4頁以降）のとおり。

◎概況

職業分類	賃金の記載状況				使用割合	
	平均値	最大値	中央値	一般賃金との差額の平均値	職業安定業務統計	賃金構造基本統計調査
034一般事務・秘書・受付の職業 <N=120>	1,120円	1,511円	1,088円	+19円	98%	2%
071製品製造・加工処理工 (金属製品) <N=128>	1,168円	1,689円	1,161円	+17円	87%	8%
009情報処理・通信技術者 (ソフトウェア開発) <N=80>	1,495円	1,921円	1,429円	+69円	71%	29%

出典：労使協定書の賃金等の記載状況について（一部事業所の集計結果（令和7年度））

（注1）職業分類の抽出は、労働者派遣事業報告（令和6年6月1日時点）における派遣労働者の構成割合の高い上位3職種に近いと考えられる職種を選定。

2

独自統計等の概要・状況について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

独自統計等の概要（労働者派遣法第30条の4第1項第2号イ）

局長通達（※）で定める賃金構造基本統計調査及び職業安定業務統計で把握できる職種と派遣労働者が実際に行う業務との間に乖離がある場合などは、局長通達で示す統計以外の以下①～③の統計（独自統計等）を用いることが可能。

（※）「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」」等について

- ① 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項の基幹統計調査又は同条第7項に規定する一般統計調査に該当する調査
- ② ①以外の地方公共団体又は独立行政法人等（統計法第2条第2項の独立行政法人等）による統計
- ③ ①及び②以外の統計であって、要件を満たすもの

独自統計等の手続き

独自統計等	厚生労働省への協議・報告の要否	留意点
① <u>基幹統計調査・一般統計調査</u>	不要	<p>国・地方公共団体等の調査は、事前の協議・報告は不要であるが、労働者派遣法第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金の額」として、適当でない統計調査は独自統計等として認められない。</p> <p>（適当でない独自統計等の例）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 局長通達で定める職種（例：●●製造技術者）より、広い職種を調査しているもの（例：技術職）であり「業務実態からより乖離してしまう内容の調査」・ 企業規模を<u>中小企業に限定</u>している調査や、パートタイム・有期雇用労働者も含む調査など「母集団が適切でない調査」
② <u>地方公共団体・独立行政法人等による統計</u>	不要	
③ ①及び②以外の統計であって、要件を満たすもの	必要	<p>a 調査を新たに実施する団体等</p> <p>→ 調査実施前に厚生労働省へ協議（承認を得ることが必要）</p> <p>※主な承認要件</p> <ul style="list-style-type: none">・ 適切なサンプルサイズが確保されていること。具体的には、職種及び勤続年数ごとに標準誤差率5%以内又は<u>250以上のサンプルサイズ</u>が確保されていること。・ 標本が無作為に抽出されていること。・ 一般基本給・賞与等を調査するものとして、<u>適切な母集団</u>が設定されていること。・ 経済団体、労働組合、業界団体等が行う<u>公表</u>を前提とした統計調査であること。 <p>b 厚生労働省の<u>承認を得た統計を活用</u>する派遣元事業主</p> <p>→ 労使協定の締結前に厚生労働省へ報告</p> <p>c 厚生労働省の<u>承認を得ていない統計を活用</u>する派遣元事業主</p> <p>→ 厚生労働省へ<u>協議</u>（承認を得ることが必要）</p>

独自調査等の状況

- 厚生労働省では、令和8年1月時点で、1団体（一般社団法人 全国放送派遣協会）の「番組制作サポート（アシスタントディレクター）」調査を令和8年度適用の独自統計等として承認している。

令和8年度適用分の独自調査等の概要

- 実施団体 一般社団法人 全国放送派遣協会
- 独自統計調査の実施理由 令和8年度適用の局長通達の別添2「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時間換算）」において、「01803 プロデューサー、演出家」の額が定められており、当該職種にアシスタントディレクターも含まれているが、ディレクターなど、業務内容や賃金水準が明らかに異なる職種も含まれているため
- 調査名 「番組制作サポート（アシスタントディレクター）」調査
- 調査対象 504社中166社 ／ 1年未満のアシスタントディレクター総数：1,075人
・回答数
- 調査結果 全国基準値（0年）：1,157円

	0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
全国基準値	1,157円	1,317円	1,410円	1,444円	1,546円	1,652円	2,053円

※各年の賃金額は、全国基準値（0年）に賃金構造基本統計調査から算出した能力・経験調整指数を乗じて作成

【参考】令和7年度適用の独自調査等の利用状況

※本調査を利用する派遣元事業所については、令和8年度適用の労使協定締結前に、厚生労働省への報告が必要。

承認した独自調査等：1調査（「番組制作サポート（アシスタントディレクター）」調査（一般社団法人 全国放送派遣協会））

利用事業所数：令和7年度適用の労使協定において本調査を利用している派遣元事業所は令和7年12月末現在で82事業所。